

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	芝 英則	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日	△:検 討 中 検討中のもの
監査委員公表日	令和7年11月17日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
336	3	32	371

第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	滞納者の経済状況を踏まえて納付指導している。 また、令和6年度より、高額滞納者を中心に差押えや執行停止、交付要求等の滞納処分を実施した。	○	福祉部	介護保険課	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	連帯納付義務者に対する請求について、催告書に世帯主及び配偶者の連帯納付義務を明示し、記載している。 滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合に交付要求を行っている。 令和6年度より、高額滞納者を中心に本人への滞納処分を実施したところであり、連帯納付義務者への滞納処分については、その経過を検討し判断するため、当面、実施しない。	×	福祉部	介護保険課	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	被保険者の住所に遺族宛の催告書を送付するとともに、住所が確認できた相続人には、相続人住所に催告書を送付している。 また、令和6年度より、高額滞納者を中心に執行停止や交付要求等の滞納処分を実施した。	○	福祉部	介護保険課	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	令和6年度より、高額滞納者を中心に差押えや執行停止、交付要求等の滞納処分を実施した。	○	福祉部	介護保険課	508

第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を行っている。 悪質な滞納者については、令和7年度から財産の調査を行う準備をするなど取り組みを進め、令和8年度には滞納処分を実施できるよう取り組む予定である。	○	福祉部	福祉医療課	510

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	芝 英則	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
提出日(最新提出日)	令和7年3月31日	△:検討中 検討中のもの
監査委員公表日	令和7年11月17日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
336	3	32	371

99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	令和6年度も、保険料決定通知書に同封するお知らせや、年6回送付する催告書及び保険料納付済額のお知らせ用封筒に、連帯納付義務者にも納付義務があることを記載して発送しており、令和7年度もこの取り組みを継続する。 滞納処分については、他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を行っている。連帯納付義務者への滞納処分については、令和8年度に悪質な滞納者への滞納処分を実施できるよう取り組む予定であり、その経過を検討し判断するため、当面実施しない。	×	福祉部	福祉医療課	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	令和6年度も、保険料決定通知書に同封するお知らせや、年6回送付する催告書及び保険料納付済額のお知らせ用封筒に、相続人にも納付義務があることを記載して発送している。 おくやみコーナーへの送付先変更届出の案内依頼も、継続して行っている。 令和8年度には必要に応じて相続人調査を行い、執行停止を実施するよう、令和7年度から準備を進める予定である。	△	福祉部	福祉医療課	511
101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するの、徴収緩和措置を取るの、方針を適切に決定すべきである。	令和6年度も、催告書を年6回送付し、分納相談や納付誓約書の徴収など対応を進めた。また、滞納金額が大きく、分納誓約書を取り交わしていない案件を中心に、3月に臨戸訪問を実施した。 悪質な滞納者については、令和7年度から財産の調査を行う準備をするなど取り組みを進め、令和8年度には滞納処分を実施できるよう取り組む予定である。	△	福祉部	福祉医療課	511

第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	ガイドラインに基づき、強制執行手順のフローチャートを作成した。これにより、令和7年度より支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図る。	△	上下水道事業部	営業課	532
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分することなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	債権放棄の処理基準を令和6年度に改定した。徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を実施した。	○	上下水道事業部	営業課	532